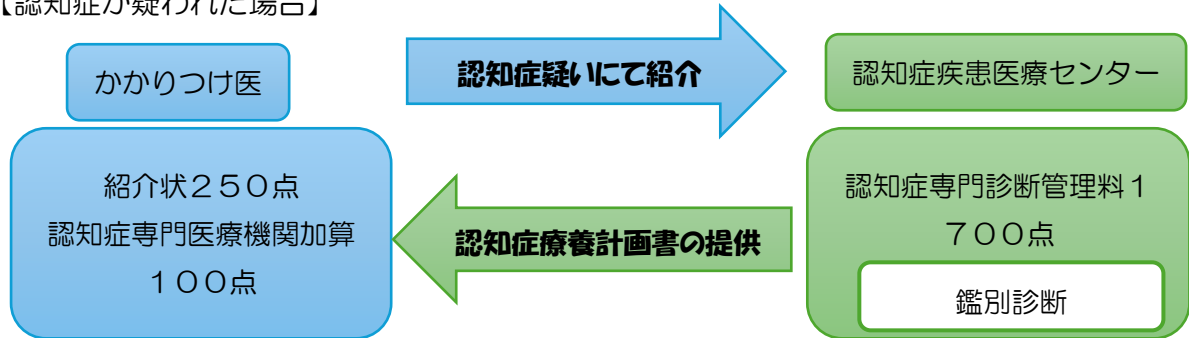


## 認知症疾患医療連携について

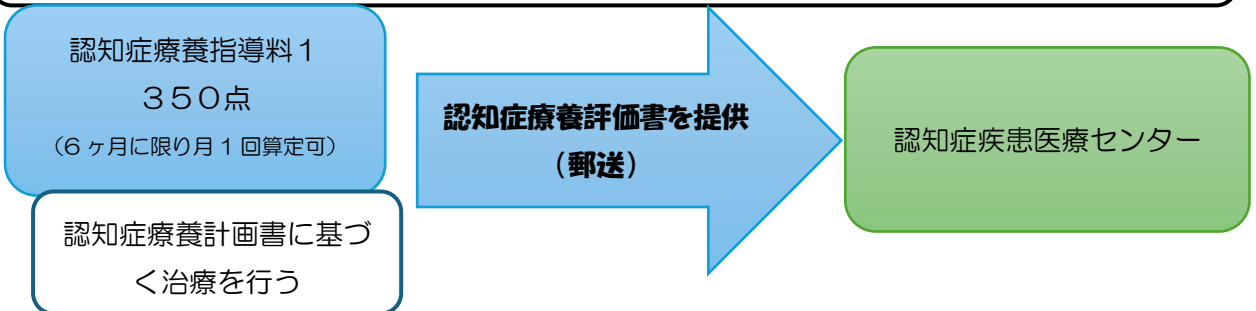
当認知症疾患医療センターでは、認知症の鑑別診断、身体合併症や周辺症状への対応専門医療相談等を行っています。ご心配な患者さんがいらっしゃいましたらご相談下さい。

### かかりつけ医と認知症疾患医療センターの連携と連携に係わる診療報酬

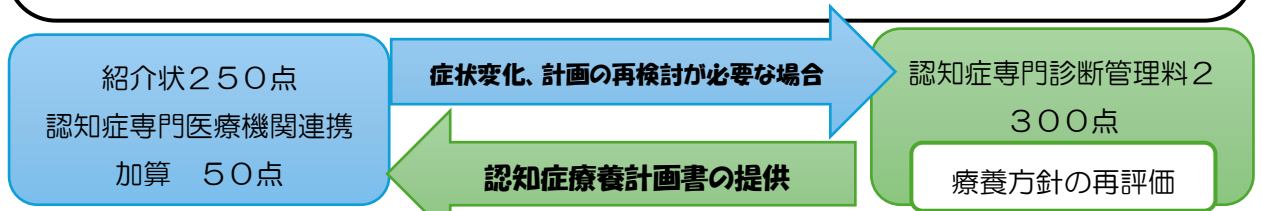
【認知症が疑われた場合】



紹介医療機関において、認知症疑いの患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、診療情報提供料（250点）に加え、認知症専門医療診断加算（100点）が算定できます。



紹介元医療機関において、認知症疾患医療センターからの認知症療養計画書に基づき治療を行い、認知症疾患医療センターに診療情報を文章で提供した場合、認知症療養指導料（350点・治療を始めた月から6ヶ月に限り、月1回算定可）が算定できます。認知症療養指導料の算定に必要な診療情報提供については、認知症療養評価書をダウンロードしてご利用ください。



紹介元医療機関において、すでに認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の症状変化や計画の再検討が必要な場合、情報提供料（250点）に加え、認知症専門医療機関連携加算（50点）が算定できます。症状変化や計画の再検討をした場合、認知症療養計画書の再作成で、認知症療養指導料はリセットされ、再作成のちそれを基に治療開始した時点から6ヶ月間となります。